

## 日本弁護士連合会第74回定期総会報告

2023年6月16日（金）於・大阪弁護士会館2階ホール

日本弁護士連合会第74回定期総会は、2023年6月16日（金）午後0時30分から、大阪弁護士会館2階ホールにおいて開催された。

出席者は、午後1時の時点で本人出席が461名、代理出席が1万319名、会出席が52名の合計1万832名であった。

なお、外国法事務弁護士の本人出席は0名であった。

総会は、谷眞人事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

開会の前に注意事項を申し上げる。本日、総会が公開となっていることからメディアの傍聴がある。また、写真撮影の要望もある。プライバシーの保護と円滑な進行を図るため、発言者等の姿をみだりに撮影しないように、マスメディアの方々には御協力をお願いする。

また、本日の総会は各弁護士会及び支部の会議室でのインターネット中継による傍聴を実施している。なお、本日の録画動画は追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。

小林元治会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

ようこそ、大阪の地にお出でいただいた。大阪の地での定期総会であるが、当地出身の宮口誠会長が1年目のとき、今から15年前であるが、こちらで定期総会が開催された。実に15年ぶりということで、コロナ禍も徐々に明け、我々の生活も業務もコロナ以前に戻りつつある中での定期総会である。

この大阪での定期総会に当たっては、三木秀夫大阪弁護士会会長、そして会員の皆様、そして職員の皆様に、大変お世話になった。また、浅野近弁連理事長、前年度の会長であった福田健次先生にも大変に準備の段階からも御尽力を賜った。改めて御礼申し上げたい。

今日の定期総会であるが、お手元に令和5年度の被感謝者・被表彰者名簿というのを同封している。在職の70年、60年、50年表彰、そして更に100歳表彰という長きにわたり基本的人権の擁護と社会正義のために尽力を賜った会員の皆様に、会員を代表して、皆様方のこれまでの御貢献に対し、感謝を申し上げる。引き続きの御活躍を併せてお祈り申し上げたい。

また、併せて伊井和彦前年度副会長を始めとする前年度副会長の皆様の被感謝者として

の名簿も冒頭のほうにある。昨年、日弁連執行部を形成し、日弁連の重要課題に力添えを頂いた。会長声明、意見書、そして国会議員との交渉あるいは関係諸団体、さらには法務省、最高裁、消費者庁、中小企業庁、財務省、厚労省、様々な関係団体と交渉を、あるいはロビー活動を展開していただき、日弁連会務をリードしていただいた。私からも、本当に感謝を申し上げたい。また、これで終わったわけではないので、引き続きの御活躍もお願いをしたい。

昨年2月24日、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻があった。今でも出口の見えない、本当に多くの市民の命が失われている。今年は、5月にG7広島サミットがあった。併せて、日弁連はG7に加入する世界各国の弁護士会のリーダーを、東京に4月にお呼びし、自由、民主主義、人権、そして法の支配という普遍的な価値の下、実力による領土と主権侵害を許さないという共同声明を発し、全世界にアピールをしたところである。

ウクライナだけではない。台湾有事、そして日本近海をめぐる様々な問題も露呈している。我が国は平和憲法を持ち、今から70数年前に、310万人という多くの犠牲を払ってこの平和憲法を手に入れている。

これまで、戦争をさせない、人は殺さない、こういう大きな約束の下に、世界に対してもこの平和憲法の存在と我々の活動というもの、日本の名誉ある地位というものは、世界に知れ渡っており、この平和憲法を我々は守っていかなければならない。

今、ミリタリーパワーを重視しながら、拡大抑止という議論も盛んに行われている。しかし、このようなミリタリーパワーを重視するだけでは、世界の平和は達成することはできないわけであり、司法外交をはじめとする外交の努力、こういったものも平和憲法を掲げる日本の行くべき道であろうと考えるところである。

我々は日本の最大の人権NGOである。この問題については、皆様の良識とそして見識を今後の活動にも是非発揮をしていただきたい。我々日弁連は、そのために先頭に立って頑張ったいと考えている。

昨年7月8日、参議院選挙の最中、元総理の安倍氏が銃弾に倒れたことを契機として、旧統一教会の問題、信仰と家族といった問題も根深く日本社会に存在していることが露呈した。

9月5日から、日弁連は靈感商法を巡る様々な課題についての電話を全国から受け付け、これについて、各弁護士会の先生方には本当にお世話になった。その後、全国統一教会被害対策弁護団が村越進元会長を団長として、現在349名だったと思うが、結成をされ、ヒアリングをし、被害を集約した上で、統一教会に対して交渉の申入れをしている。

しかし、統一教会は、交渉のテーブルに着こうとしない。極めて不誠実である。ヒアリングの結果、損害賠償、法的な手続もとらなければいけない。このような状況もある。

日弁連は、この弁護団の活動を全面的に支援し、被害救済に向けて、頑張ったい

い。会員の皆様には格別の御理解を引き続きお願いしたい。

法律扶助改革、改善、これも重要な課題である。昨年の6月以来、法務省、法テラス、日弁連で勉強会を開催させていただいた。今年の1月末、勉強会は取りまとめを中間的に行った。ひとり親家庭の支援、これまでひとり親家庭の皆様、特に若い女性であるが、養育費の中から弁護士報酬を払わなければいけない。このようなことはやめたほうがいい。養育費は、子どものために使うべきである。

したがって、ひとり親家庭を支援した利用者負担、資力困難要件を一律に認めると、そういう方向で免除する方向である。併せて、負担である弁護士費用につき、法テラスが一括で支払をする、そういう方向で方向性がまとまっている。義務教育の子どもを抱えるひとり親家庭の支援ということで、それなりに一定の方向性が出たということは歓迎すべきことだと思う。引き続き、法テラスの法的支援に当たられる先生方には、この法テラスを通じてのひとり親支援も是非お願いしたい。

今年の3月3日、臨時総会が開催された。立替・償還制から応能負担、給付制、対象を広げながら、法律扶助の持続可能性を模索しながら、民事法律扶助の適正化を目指す、そういう臨時総会決議をしていただいた。そういう意味で、立替・償還制から給付制へという大きな旗を掲げていただいたわけである。立替・償還制の持っている様々な課題がある。DV・ストーカー、児童虐待、相談は認められているが、代理援助までシームレスな国の支援がないと、大きな欠陥である。

子どもの手続代理も国費は投入されていない。成年後見の本人申立て、こういったことにも法テラスは対応できない。これはいずれも立替・償還制が償還債務負担だからである。こういった課題にも向き合って、一つ一つ解決をしていくこと、これは我々の責務であろうと考えており、さらに後半の勉強会を開催し、議論をしていく予定である。法律扶助の報酬、これについては、業務量調査を行った。本当に皆様に多くのモニターとして情報提供を頂いた。その分析がまとまったので、近々公に発表する予定である。

理事の皆様方には6月の理事会で公表させていただくが、調停あるいは離婚、これが私選の場合と比べると半分ないしは4割と非常に安いわけである。このような状況がデータからも明らかになった。これを、是非改定をしなければいけない。法テラス、法務省と我々はこの会談に向けて、解決をすべきテーマとして設定をし、法務省もこの議論をすることで、大体の合意はできているが、この実現に向けた協議を更に進めなければいけない、重要な課題であると認識しているところである。

皆様方におかれても、こういったことを踏まえ、法テラスに対する御支援も是非頂きたいと思っている。

今、デジタル化がどんどん進んでいる。民事においては、昨年の民事訴訟法の改正、これによって我々の業務が本当に大きく変わりつつあるし、変わっている。T e a m s、m

i n t sを使った我々の裁判実務も変わりつつある。令和7年度末に向けて、このデジタル化の完全な制度設計を終え、実施が見込まれている。

デジタル弱者が司法アクセスを阻害されることのないように、我々はこのデジタル化に対応しなければならない。そして、大事なのは、刑事の議論もこの中で進んでいることである。デジタル化の中でえん罪を防止する。えん罪を防止する刑事司法改革、改善。日弁連、弁護士、弁護士会としてもこの問題にしっかりと向き合っていかなければ、歴史的な後世の批判に耐えられないと考えている。当番弁護士の国費化、そしてデジタル、オンラインの接見である。刑訴法39条1項の接見にはオンラインも含まれる、その権利化を目指さなければならない。

法務省、検察は、必ずしもこれに前向きではない。しっかりと法制審の中でも議論をし、制度設計に向けて頑張ってもらわなければいけないと思っている。

弁護人の立会いあるいは不合理な国選弁護報酬、本当にたくさんある。この問題にも向き合っていかなければならない。これは、法務省、法テラス、ひいては財務省対策も当然必要になってくる。この問題についても、法務省、法テラスとの間で対応していこうということで検討する見込みである。引き続き、刑事における様々な議論に皆様の御支援を頂きたい。

そして、再審法の改正である。大崎事件、日野町事件、豊川事件、様々なえん罪被害の中で長期の時間経過とともに、こういった問題を我々弁護士が長い間、再審事件を担当しながら、弁護士の本当に長い努力によって刑事再審の扉が開けられ、死刑再審無罪4件を含めて18件の再審無罪、日弁連の支援しているものがある。我々の誇るべき人権擁護活動だと思うが、今なお残されている多くの再審事件もあり、再審法の改正、このような課題に正面から向き合う時期だと思う。

裁判官も検事もあるいは我々弁護士も人であるし、過ちというのはある。過ちがあったときに、それを是正する。放置することが大きな過ちだろうと思う。この大きな過ちを是正すること、これが再審法に突き付けられている大きな課題である。

私は、この在任中に何とかこの再審法改正に向けた道筋を付けていきたいと考えている。どうか、この再審法の改正に向けて、力強い御支援を是非とも賜りたいと考えている。

そして中小企業伴走支援。中小企業の活性化なくしては日本の経済は立ち行かない。こういう視点から、我々弁護士が様々な分野で活躍できる中小企業に対する支援、こういった課題も取り上げていく。

2017年5月に、中本執行部で初めて、日弁連は、定期総会で中小企業問題に向き合った。今回は、その第二弾として伴走支援という具体的な中身、これについて、具体的制度設計の提案をさせていただきたいと考えている。

今日は、多くの皆様方がこの大阪の地にお集まりいただき、定期総会ができることを大

変うれしく思っている。よろしくお願いを申し上げて、会長としての冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、ただ今から日本弁護士連合会第74回定期総会を開会する。開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則40条の3によれば、総会は代理人によって議決権を行使する者を含め、5000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができないとされている。12時15分現在、本人出席260名、代理出席7000名、会出席36名、合計して7296名が受付を済ませているので、定足数を満たしていると認める。したがって、開会を宣言する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、小林会長が選任方法について議場に諮ったところ、近藤健太会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、小林会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、小林会長は、議長として川下清会員（大阪）、副議長として小林務会員（京都）及び川口里香会員（第一東京）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、小林会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、黒寄隆会員（東京）、北村聡子会員（第一東京）及び牧田潤一朗会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

小林副議長 「本日の議場について説明する。本日の総会は、大阪弁護士会館2階ホールの他に、2階ロビーを議場とし、一体の議場として取り扱い、映像及び音声を中継する。2階ホールが一杯になった時点で、2階ロビーを議場として拡張し、副議長が管理する。なお、換気のため議場を閉鎖していても扉は開けたままとするので、事務局の案内に注意されたい。議場閉鎖中は、扉が開いていても議場へ出入りすることはできない。

議場において発言される際の注意事項であるが、発言しようとする会員は、まず挙手をして、「議長」と呼んでいただきたい。許可を受けずに発言することはできない。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言していただきたい。発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用していただきたい。

以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また記録上も重要であるから、是非お守りいただきたい。

また、2階ロビーで出席する会員の発言は、2階ホール内のマイクで発言いただくこととする。受付及び議場の職員において、質問・意見用紙を用意しているため、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめ記入され、場内の職員にお渡しいただきたい。

次に、あらかじめ代理人を選任していながら、本日出席された方に御案内する。自ら議決権を行使される場合は、代理人から議決権を戻してもらう必要があるため、受付にお申し出いただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手をされても、カウントはされないため、御注意いただきたい。

次に、採決の際の議決権行使についてであるが、採決に際しては、挙手により掲げられた出席者数、出席者票数の記載された代理人議決権の数及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。賛成・反対・棄権のいずれも挙手しない場合、また出席者票を掲げないで挙手した場合は、いずれもカウントされないため御注意されたい。

なお、都合があり、途中でお帰りになる場合は、必ず出席者票を議場外の回収用ボックスか受付にお戻しいただきたい。

賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について説明する。議案によって、賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合は、各議案の採決となる前に、あらかじめ受付において手続を受けていただきたい。

外国法事務弁護士は、本総会の議案については議決権がない。意見については、第1号議案から第3号議案までの決算及び予算の議案のうち、直接外国法事務弁護士に関連する事項について意見を述べることができる。

総会の議事は、会則54条1項により公開されている。傍聴席を設けたため、傍聴される方は傍聴席で傍聴されたい。なお、傍聴の方は発言することはできない。

また、本日の総会は各弁護士会の会場にインターネット中継で同時配信し、希望する会員が傍聴できるようにしている。傍聴のために各弁護士会に配信しているインターネット中継については、仮に途絶した場合でも議事を進行するので、あらかじめ御了承いただきたい。

なお、本総会の録画データは、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議長 「ただ今副議長からお願いした点については、お守りくださるよう改めてお願いする。

とりわけ、議事を円滑に進行するために、質疑や討論を希望される場合にはできるだけあらかじめ質問・意見用紙に御記入いただき、館内にいる職員にお渡しいただきたい。

進行について、皆様をお願いを申し上げる。本日は、全国からこの大阪に会員が集まっ

ている。重要な議案が予定されているが、議長としては、充実した議論を重視しながらも、厳正な進行と時間配分に十分配慮する所存である。そのため、御発言はできるだけ簡潔に、鋭い質問をしていただくのは結構であるが、だらだらしないように、討論は一人3分以内で、質疑は一人2分でおまとめいただくようお願いしたい。特に内容が重複するような御発言は控えていただくよう、強くお願いする。

これより議事に入る。以下、議事規程に従って進行する。なお、議案の朗読は、時間の関係で全ての議案について朗読を省略したいと思うが、よろしいか。

それでは、朗読は全ての議案について省略する。」

## [報告事項] 令和4年度会務報告の件

議長は、報告事項「令和4年度会務報告の件」を議題に供した。

戸田綾美副会長から、次のとおり報告がなされた。

令和4年度の会務報告を申し上げる。時間が限られているので、数点に絞って御報告させていただく。詳細は、会員専用サイトに2022年度会務報告書を掲載している。掲載場所の詳しい御案内は、配布資料に入れているので、適宜御参照いただきたい。冊子を御希望の会員は、大部ではあるが、用意があるので、受付でお申し出いただきたい。それでは、報告に入る。

2022年度は、ロシアによるウクライナ侵攻、元総理大臣の銃撃事件と、それに端を発した旧統一教会の問題等、社会を震撼させる事件が生じた1年であった。そのような中で、小林執行部は就任以降、社会的な課題や司法を取り巻く諸課題について、新たな取組を発足させるなどして、精力的かつ真摯に向き合ってきた。

まず、積年の課題を解決するため、また新たな価値観やニーズに対応するために、新組織を立ち上げている。一つは、昨年6月に設置した再審法改正実現本部である。日弁連は、1959年の徳島ラジオ商殺し事件以来、再審支援活動を熱心に行うとともに、再審制度の運用改善と法改正の必要性を強く指摘してきた。

この本部は、2019年の人権擁護大会で採択した決議の内容、とりわけ再審法の改正を実現するために、全ての理事を委員として、全国的に取り組むべく設置されたものである。現在、本部長でもある小林会長、それから鴨志田祐美本部長代行、上地大三郎事務局長を先頭に力強く、そして粘り強く運動を展開している。

今月6日には院内集会を開催して、代理を含め61名の国会議員が出席し、前向きな発

言を頂いた。

本日の総会でも、決議案を御審議いただく予定であるが、今後とも再審法改正の法案化に向け、全力を挙げて取り組んでいく所存である。

二つ目の新組織は、私が担当しているダイバーシティ&インクルージョンの推進に関するワーキンググループである。多様な人材が個性や能力を十分に発揮するダイバーシティ&インクルージョンの考え方が社会に浸透してきている。現在、人権擁護と社会正義の実現に邁進する日弁連も、その重要性を認識して、取組を拡大する必要があると考えている。

今年1月には、各業界の有識者を招き、キックオフイベントを開催し、今後とも様々な活動を展開していく予定である。

次に、旧統一教会問題を契機にした靈感商法等の問題への取組である。被害の深刻さが改めて顕在化した昨年秋に、急きよ、日弁連は、対応するワーキンググループを設置して、検討と実践を重ねて、全国の弁護士会の力添えを得て、日弁連フリーダイヤルを実施し、今年2月末までに約1500件の相談が寄せられた。改めて、各会の御協力に厚く感謝を申し上げる。

この問題は、まだまだ刻々と動いており、特に村越進元日弁連会長が団長を務めている全国統一教会被害対策弁護団では、5月25日に第3次となる集団交渉等の申入通知書を発出するなど、被害の救済と根絶を図る活動をされている最中である。

日弁連においても、弁護団の活動支援をするとともに、法人等による寄附の不当な勧誘防止法等の2年後見直しに向け、実効的な被害救済と防止に向けた提言、活動をしていく予定である。

最後に、小林会長は就任直後から民事法律扶助改革を最重要課題の一つと位置付けて、注力してきた。法務省、法テラス、日弁連による勉強会を開催し、喫緊の課題であるひとり親世帯支援のため集中的に検討を進めて、今年1月に支援の方向性が取りまとめられた。その内容は、先ほど会長が御挨拶の中で詳細に述べられたので、私からはこの程度とさせていただきます。

その他にも、敵基地攻撃能力の保有問題への対応、民事司法、刑事司法の改革とIT化の対応、死刑廃止に向けた取組、貧困問題への取組、情報セキュリティ対応、マネー・ローンダリング対策、法曹志望者増の取組、若手弁護士への支援、いわゆる谷間世代への支援等々、報告すべき内容は多くあるが、時間の関係で以上にさせていただきたい。

会務報告は以上であるが、引き続き日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱に基づき、定期総会における年次報告として、男女共同参画に向けた取組について御報告を申し上げます。

2023年2月理事会において、2023年度からの5か年計画である第4次日本弁護士連合会男女共同参画基本計画を策定した。この計画では、2027年度までに取り組む

べき九つの重点項目と各項目につき、副会長及び理事に占める女性割合の目標をそれぞれ30%以上とするといった目標を掲げている。

当連合会では、2018年度からいわゆる女性副会長クォータ制を実施している。これまでに12名のクォータ制副会長が誕生し、2023年度は3月の代議員会において、福岡県弁護士会の宇加治恭子副会長、そして第二東京弁護士会の私、戸田綾美がクォータ制副会長として選任されている。また、従来の13名枠では京都弁護士会の大脇美保副会長が選任され、2023年度の女性副会長は計3名となっている。

また、2021年度からは、いわゆる女性理事クォータ制も実施し、制度3年目の2023年度は、クォータ制理事を含めて計19名の女性理事が、当連合会の理事会において活発に意見を発信してくださっている。

これらの施策を実施する中で、本年度は副会長の女性割合は20%、理事の女性割合は約25.3%までになった。第4次基本計画の目標である30%目標のために、今後も継続して取組を進める。弁護士の更なる男女共同参画の推進のために、全国各地におかれても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

議長は、令和4年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

#### **[第1号議案] 令和4年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件**

議長は、第1号議案「令和4年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、松村眞理子令和4年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

令和4年度の決算につき説明する。資料1ページ以下、一般会計の決算から説明する。

収支計算書の各ページは、左から2列目が2022年度予算額、3列目が2022年度決算額である。主に3列目の決算額について説明する。なお、端数は適宜省略する。

まず、一般会計の決算の概要を報告する。4ページまでお進みいただきたい。4ページの一番下、欄外の※8を御覧いただきたい。ここに記載のとおり、当年度の収入は52億4893万円であった。他方、支出は53億4321万円となり、表の下から3行目、当期収支差額にあるように、2022年度の決算は9427万円の赤字であった。前年度は13億円を超える黒字であったが、昨年4月から一般会費が減額されているので、その影響が大きいと考えている。

なお、22年度は、弁護士会館の次の大規模修繕に備えて、一般会計から会館特別会計

に4億円の繰入れを行った。仮に、これを行わなかったとすると、当期の収支差額は、3億円を超える黒字だったということになる。

4ページの表の一番下の行とその上の行にあるように、前期からの繰越しが65億5696万円、次期繰越金は64億6268万円となった。概略は以上となる。

引き続き、もう少し細かく説明をする。1ページにお戻りいただきたい。会費収入は、49億2946万円で、予算を503万円下回った。この表には出てこないが、その前年度である2021年度と比較すると会費減額の影響により、9億2709万円の減収となった。収入の他の科目であるが、諸受入金収入は予算を上回り、登録料収入、事業収入、利息収入、雑収入は予算を下回った。事業活動収入の合計は、52億4893万円で、予算を279万円上回った。

続いて、支出について説明する。1ページの下の方、会議費は2億3400万円の予算に対し、役員旅費が支出超過となったが、科目内流用で対応し、会議費全体としては、1億7530万円の支出で5869万円の予算残となった。

2ページに移り、委員会費は8億3470万円の予算に対し、3億3398万円の決算となり、5億71万円の予算残であった。個別の委員会の決算は、5ページ以下を御覧いただきたい。6ページの下から3行目、司法修習費用問題対策本部は予算を超過したが、科目内流用により対応した。他には、予算を超過した委員会はなかった。

2ページに戻り、上から4行目の事業費は10億7595万円の決算で5億1894万円の予算残となった。決算額に※が付いている二つの科目、日弁連速報関係費、身分証明書製作費が支出超過となったが、それぞれ科目内流用で対処した。

3ページに移り、事務費であるが、27億3293万円の予算に対し、決算額に※が付いている1科目、旅費交通費のみ支出超過となったが、全体としては25億553万円の支出となり、2億2739万円の予算残となった。

次に、一般会計から他会計への繰入支出につき、退職手当積立金特別会計、法律援助基金会計、日弁連ひまわり基金会計に対し、決算額どおり支出した。これらは全て予算と同額となっている。会館特別会計は、会員一人当たり月額700円の繰入れを行っているが、22年度はそれに加えて、冒頭申し上げたとおり、会館の次の大規模修繕に備えて4億円の繰入れを行った。それも含めて7億4461万円を繰り入れた。

4ページに移り、下から4行目、予備費の1億円は支出しなかった。先ほど御覧いただいた4ページの欄外の※8のとおり、支出合計は53億4321万円で予算を14億1851万円下回った。

続いて、特別会計のうち主な会計について説明する。まず、11ページの退職手当積立金特別会計は、一般会計から2億円の繰入れを行った。他方、退職金の支払は、1億2680万円であった。

次に、16ページに移り、会館特別会計については、収入は一般会計からの繰入金、先ほど申し上げたとおり7億4461万円であるが、このうち4億円は会館の大規模修繕のための繰入れとなっている。運営諸収入は1979万円、雑収入は397万円であった。支出は、事業活動支出、投資活動支出、財務活動支出を足し合わせると、10億3164万円であるが、このうちの2億円は、定期預金に預け入れるための長期性預金預入支出で外部への支出ではない。単年度収支は、17ページの表の下から3行目にあるとおり、2億6325万円の赤字で、その二つ下の行を御覧いただくと、次期繰越金は42億645万円となっている。

続いて、20ページを御覧いただきたい。法律援助基金会計は、法テラスに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計である。収入は、特別会費収入が3億9462万円、贖罪寄附金等の寄附金収入が1億462万円、一般会計からの繰入金1億円等の合計5億9925万円であった。支出の合計額は、20ページの下から2行目にあるとおり、5億6088万円であった。単年度収支は、21ページの下から3行目にあるとおり、3837万円の黒字、次期繰越金は2行下のとおり13億4616万円となった。

次に、22ページ、日弁連重要課題の特別会計である。この会計は、いわゆる谷間世代の会員に対して給付金を支給するためのものである。支出は、事業活動支出計の欄にあるとおり、2億7822万円で、ほとんどが対象となる会員への給付金となっている。

続いて、23ページ、少年・刑事財政基金会計については、特別会費収入6億4074万円に対し、初回接見費、初回接見通訳費、刑事被疑者弁護援助委託事業費等の合計支出額が事業活動支出計の欄にあるとおり、5億8090万円であった。単年度収支は5985万円の黒字、次期繰越金は24億1127万円となった。

続いて、25ページ、日弁連ひまわり基金会計については、収入は一般会計からの繰入金2億円等となっている。支出は、過疎地の法律相談センター維持費、公設事務所維持費等で事業活動支出、投資活動支出を足し合わせると、合計2億2762万円であった。単年度収支は、26ページの下から3行目にあるとおり、369万円の黒字で、次期繰越金は13億8681万円となった。主な特別会計についての説明は以上である。

なお、一般会計及び特別会計の決算は、本年4月17日の2022年度の経理委員会の承認と4月19日の2022年度監事による監査を経て、5月11日の理事会で承認を得ていることを併せて御報告する。

以上、22年度決算についての説明となる。

続いて、議長は、令和4年度監事に監査報告を求め、津久井進令和4年度監事から、監査した結果、令和4年度に係る財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書は、いずれも資産、負債及び正味財

産の状態並びに正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数で可決された。

**〔第2号議案〕 令和5年度（一般会計・特別会計）予算議決の件**

**〔第3号議案〕 令和6年度（一般会計・特別会計）暫定予算議決の件**

議長は、第2号議案「令和5年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「令和6年度（一般会計・特別会計）暫定予算議決の件」を一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

菰田優副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

2023年度（一般会計・特別会計）予算案と2024年度（一般会計・特別会計）暫定予算案について説明する。

その前に、資料について1点訂正をさせていただきたい。69ページを御覧いただきたい。こちらは参考資料であるが、左側のグラフの一般会計年度別、決算額推移、収入の部について、2020年と2022年の間が、本来、2021年とすべきところ20221となっているので、訂正させていただく。

それでは、2023年度の一般会計予算案につき、1ページを御覧いただきたい。予算の金額は、1万円未満は原則として切り捨てて説明する。右から3列目、2023年度予算額の表題の欄が2023年度の予算となっている。まず、一般会計の予算の概要について説明する。収入面であるが、1ページ目、下から7番目、事業活動収入計に53億2191万円が計上されている。2022年度決算との比較では、7298万円の収入増になっている。

支出面であるが、事業活動支出は、会議費支出、委員会費支出、事業費支出、事務費支出、他会計への繰入支出に分かれている。1ページの下から6行目の1、会議費支出が2億6200万円、2ページに移り、1行目、2、委員会費支出が8億3470万円、その

三つ下の3、事業費支出が15億9688万円、3ページの中段付近、4、事務費支出があるが、それが27億6827万円、同じく3ページ、後段、5、他会計への繰入支出を11億3060万円としている。

その他に予備費1億円等を計上し、支出全体としては、67億1245万円とした。この67億1245万円という数字は記載されていないが、以上の結果、2023年度の一般会計は、4ページの下から3行目のとおり、単年度収支で13億9053万円の赤字予算となった。

次に、本年度の予算編成の特徴や、特に配慮した項目につき説明する。収入は、1ページに戻るが、日弁連の収入の大半を占める会費収入は50億850万円を計上し、登録料は4362万円とした。事業収入及び雑収入については、過去5年間の決算額等を基に計上した。以上により、2023年度の一般会計の収入として53億2191万円を計上した。

次に、支出について説明する。1ページの下から6行目以下の1、会議費支出であるが、昨年度予算から2800万円増の2億6200円とした。2ページに移り、1行目の2、委員会費支出であるが、こちらは前年度予算と同額の8億3470万円とした。委員会費支出について、個別の委員会ごとの内訳は、5ページ以下を御覧いただきたい。

前年度は、リアル会議が前提の法定委員会等を除き、旅費について過去5年間の決算平均の5割を目安として、各委員会への予算の割り振りを行ったが、今後コロナの影響は小さくなると見込まれるので、今年度は、コロナ前5年間の決算平均の6割を目安とした。なお、委員会費の予備経費には、今年度も約1億円を計上したので、旅費を含めて支出が増加しても相応の対応ができるようにしている。

2ページに戻り、4行目以下、3、事業費支出について説明する。本年度も、弁護士会に対する支援については特に配慮した。3ページ、上から10行目の弁護士会等活動活性化費用補助金には、1億3000万円を計上した。その一つ下であるが、今年度から弁護士会照会システムの運用が開始されることから、新たに弁護士会照会システム運用支援費として1500万円を計上した。

また、2ページの下から6行目の小規模弁護士会助成費に7600万円、更に3行下の弁護実務修習援助費に1400万円を計上した。広報活動については、戦略的な広報活動を継続して全国的に実施するために、2ページの事業費の上から9科目目の広報宣伝費支出に1億1000万円計上した。依頼者見舞金は、4月理事会で今年度の上限が1億円と定められた。それを織り込み、2ページの下から5行目、弔慰金・見舞金支出を2億4250万円とした。この中に依頼者見舞金の1億円が計上されている。

その一つ下の若手会員支援活動費は、若手チャレンジ基金制度に基づく若手支援制度等に充てられる予算であるが、前年度と同額の2億円を計上した。

続いて、4、事務費支出の関係であるが、科目の新設等はなく、過去5年の決算額等を基に計上した。

次に、特別会計のうち主なものについて説明する。まず、16ページの(6)会館特別会計について説明する。事業活動収入としては、会則に基づき、毎月の一般会費から会員一人当たり月額700円の繰入れが主な収入となっている。さらに、将来の弁護士会館の大規模修繕に備えて、2023年度は、3億円を一般会計から繰り入れることとしている。先ほど決算の説明にあったとおり、2022年度は、4億円を繰り入れている。支出面については、弁護士会館の維持・管理にかかる費用の他、各種ITシステムの維持改修費用等を計上している。

次に、20ページの(9)法律援助基金会計であるが、収入は、月額800円の特別会費を頂いている。これに加えて、一般会計から前年度と同額の1億円を繰り入れている。支出については、法テラスに委託している各法律援助事業の委託経費の事業活動支出として、7億3607万円を計上した。各援助事業の明細は20ページ記載のとおりである。

続いて、23ページの(11)少年・刑事財政基金会計であるが、収入は月額1300円の特別会費を頂いている。支出は、少年・刑事の委託援助費用に要する費用等事業活動に事業活動支出として、7億700万円を計上した。

それから、25ページの(13)日弁連ひまわり基金会計であるが、一般会計からの繰入れが主な収入であり、今年度は前年度と同額の2億円を計上した。主な支出としては、公設事務所維持費に1億1860万円を、法律相談センター維持費に1億1650万円を計上している。特別会計については以上である。

続いて、2024年度(一般会計・特別会計)の暫定予算案についてであるが、会計及び資産に関する規程に基づき、予算成立までの間、1か月当たり2023年度予算案の12分の1に相当する金額を予算案として計上している。一般会計の暫定予算案は8ページから10ページの収支計算書、特別会計の暫定予算案は11ページ以下を御参照いただきたい。

最後に、会計規則第6条によると、定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができると定められているので、この点についても、併せて御承認いただきたい。

以上、2023年度の予算案及び2024年度の暫定予算案について説明した。65ページ以下にも予算案についての説明の記載があるので、併せて御参照いただきたい。2023年度予算は、限られた資金の中で日弁連の諸課題に適切に対処し得るよう配慮した。

執行部としては、この予算を基に諸問題を解決し、政策を実現すべく会務運営に当たりたいと考えている。会員の皆様の御理解、御協力をお願いしたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

国府泰道会員（大阪） 「私は、弁護士業務広告について、これをしっかり規制していくための日弁連の取組、そのための予算化も必要ではないかという観点から、この2号、3号議案との関係で質問する。

私自身は、長年消費者問題に取り組んできて、利用者保護の観点が必要であると思うのと、加えて弁護士業務を守るという観点から、現在弁護士業務広告が非常に問題があるのではないかと思っている。例えば、テレビ広告は非常に高額な広告料がいるが、これは大量生産、大量消費をするような商品に馴染む。

ところが、弁護士業務というのは、非常に職人的な仕事で大量生産、大量消費には馴染まない。そういう意味では、高額な広告をすることは、本来弁護士業務上では規制すべきではないかということが考えられる。

それから、例えば最近ネット広告がよく利用されるが、それで大量に事件を集める事務所が出てきている。そういった場合、これは広告であるということをきちんと明示すべきだというようなことも、外形的には規制していくべきではないか。よく、広告なのか、それとも評価なのか分からないような記載があったりするが、あくまで広告だということを明示するべきではないか。

それで、私の友人が、あるネットで大量に広告を集めている事務所の求人に応じて面接を受けたときに、どれぐらいの事件を行っているのか質問をしたとのことである。そうすると、弁護士一人当たり、遺産分割で200件、交通事故は500件。これは弁護士では到底やりきれない、そういった事件をやって、非弁のおそれもちろんあるわけであるが、そういったことが今の広告によってもたらされてきているのではないか。

それから、内容面の問題、これは最近国際ロマンス詐欺の関係で、やはり回収できないのに着手金を払えば回収ができるかのような広告がなされている。そういった点も、日弁連としては、きちんと規制していく必要があるのではないか。従来内容面については、会規で規制しているが、さらに外形的な面からもいろいろな規制の工夫を考えるべきではないか。

それから、SEO対策のようなものがとられているネット広告についても、何らかの規制ができないのか。そういったことで日弁連としては広告規制の問題は、弁護士の生活を守るという観点からも、本格的に議論していくべきではないかと考えるので、現在、日弁連で取り組まれている状況について、それから今後更に取組を強化するのであれば、どうしているのかを考えておられるのか、そういったことを御報告いただいて、今後日弁連の取組を強化していただきたいという思いから、広告に関する質問をさせていただく。」

伊東満彦副会長 「今の国府会員の意見は、貴重な御意見として承りたい。

現在の広告規制であるが、弁護士等の業務広告に関する規程というのがあり、平成12年3月に制定され、弁護士業務の広告は原則自由化されたというのは御承知のとおりである。これは、当時インターネット等の有用かつ新媒体への即時対応や、何より国民が弁護士を選択するための適切な情報を必要とされるときに、適時に十分提供されるために、規制を必要とする合理的な理由がない限り、できるだけ自由化していくということが最善の手段と考えられたからである。

他方で、この規程の3条は例外として事実合致しないとか、誤認のおそれがある、過大な期待を抱かせるなど、広告内容に問題のある広告は禁止ということにしている。御質問は、これだけでは不十分で、広告規程を改正して業務広告について金額面等、あるいはSEO対策とか、広告に表示するとか、そういうような規制を更にするべきではないかという御意見と承ったが、これ以上に一律の規制をするかどうか、規制をするにしてもどのような規制をするか、金額規定に踏み切るべきかどうかという、その辺りの合理的理由についても検討が必要であるし、規制の方法、広告の原則自由化とした趣旨も勘案した上、国民の利益に反することのないように相応の研究をすることが必要ではないかと考えている。

国府会員の御意見は、一つの具体的な規制方法の提案として承りたい。なお、広告規程については、弁護士業務改革委員会内にPTが設置されており、現行の規程の改正を要するか、あるいは改正を前提とした本格的な議論を始めるかどうかは、同委員会内で議論することになっている。予算との関係で言うと、同委員会には、2023年度は1500万円の予算を計上していることも併せてお伝えする。」

及川智志会員（千葉県） 「広告規制の問題について重ねて質問する。3月に、日弁連から債務整理事件処理の規律を定める規程に関するアンケート調査という意見照会があった。その依頼文に書いてあったことである。

一部の会員において、もともと面談が物理的にはできないような遠方に所在する債務者から受任し、直接面談による事情聴取を行わず、結果的に家計状況を見ない任意整理を選択して、破産に移行せざるを得ないようなケースもある。しかも、破産事件を引き続き受任することなく、放り出してしまうケースもある。そのようなケースでは、面談がなされていないか、なされていてもごく形式的なものにとどまっていることが報告されているなどと記載されている。

これは、弁護士による消費者被害ではないかと思う。これは債務整理事件の処理に関わる問題でもあるが、行き過ぎた広告を規制する必要があるのではないかという問題にも関わっている。

つまり、全国的にウェブやテレビ、ラジオ、新聞等で大々的に広告をして、全国から多くの顧客を獲得している法律事務所において、債務整理事件以外でも問題が生じているのではないかという懸念がある。そこで、こうした観点からも業務広告を規制すべきではないかと考えるので、先ほど大分お答えいただいたが、重ねて御回答いただきたい。

二つ目に、総会オンライン化についての質問である。日弁連総会のオンライン化、これを今取り組んでいらっしゃると思うが、どのような組織でどれだけの予算をかけて、どのように検討を進めていて、何が課題となっていて、それをどう解決し、いつ頃ウェブ総会が実現できそうなのか、御回答いただきたい。

三つ目に、民事法律扶助の抜本的改革について、お伺いする。本年3月の臨時総会で可決された民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議、この決議において、原則給付制、民事法律扶助の範囲拡大、弁護士報酬の適正化を国に求めることになったが、どのような組織で、どのように検討を進め、何が課題となっていて、それをどう解決していくのか、いつ頃どんなことが実現できそうなのか。冒頭の会長の御挨拶でも紹介があったが、それに加えて、今の状況がどうなっているか教えていただきたい。」

伊東副会長 「広告規制についての御質問については、引き続き副会長の伊東から回答させていただく。広告規制の経過については、先ほどの国府会員のときに回答したとおりであるため、そこについては重複せず、別のことについて回答する。

及川会員からは、債務整理事件の処理について大規模に広告を行っている事務所等で行き過ぎた問題のある事件処理をしているのではないかと、そのために行き過ぎた広告そのものを規制するべきではないかという、そういう御質問と承った。

そのような事件処理を行う法律事務所の広告は、仮に先ほど述べた規程3条の禁止される広告に該当するのであれば、そちらの禁止規定の広告として現時点でも一定の規制は個別に対応することができると思っている。

また、業務内容、業務の方法に問題があるということであれば、それが職務基本規程等に違反するものであれば、そのような形で個別に対処するということになる。

それに加えて、広告規程を更に禁止の規制を強化するという方向になると、もともと先ほど述べた平成12年に原則自由化として、国民が弁護士を選択するための適切な情報を必要とされるときに、適時に十分に提供させるという趣旨との関係での調整が問題になってくると思われるため、そちらについて、改めて検討する必要があると思っている。

先ほど述べたとおり、弁護士業務改革委員会内に広告に関するPTが設置されているので、そちらで検討をするかどうかの必要性も含めて、委員会活動として検討していただくということになると思う。」

宇加治恭子副会長 「次に、日弁連総会のオンライン化に関する質問については、担当している副会長の宇加治から御回答差し上げる。

まず、どのような組織でどれだけの予算をかけて、どのように検討を進めているかということであるが、日弁連総会のオンライン化の適否並びにその課題及び方法について検討を行うために、2022年6月に総会のオンライン化に関する検討ワーキンググループを設置している。そのワーキンググループで現在検討を行っているところである。

このワーキンググループであるが、今年度は私が座長を務めている。構成委員としては、副会長、調査室嘱託、会長指名委員の15名の委員によって構成されている。オンライン総会の実現を提言している有志の会のメンバー、それから日弁連の男女共同参画推進本部の事務局長も委員に加わっている。

それから、予算の関係であるが、この件に限らずワーキンググループの諸費用というのは、役員協議会関係費に含まれている。議案書では1ページであるが、役員協議会関係費にこのワーキンググループ諸費用が含まれているが、本ワーキンググループの本年度の予算は、このうち70万円を総会のオンライン化に関するワーキンググループ、この件の会議の開催費用として予定をしている。

その上で、次に何が課題となっていて、それをどういうふうに解決していくのか、いつ頃実現できそうなのかという御質問の関係でお答えする。及川会員のいう日弁連総会のオンライン化というのは、オンラインで総会に出席をする、つまり、オンライン上で議決権を行使する、質問や意見の提出ができると、そういう意味だと理解をしている。

このオンラインでの出席を認めるということにより、特に総会の会場から遠方にいる会員等、事情により総会に現地で出席することができない会員の出席を容易にすると、そういった観点から御質問がきているものと思う。

この点は、執行部としても、またワーキンググループの座長としても重要な観点だと思っているし、そういう要望だと認識をしている。

ただ、他方で、日弁連には4万人以上の会員がいる。その最高意思決定機関である総会を瑕疵なく運営し、有効に意思決定を行うということは、極めて重要なことである。そのためには、克服しなければならない課題があると考えている。

現在、ワーキンググループで議論をしていることについて、少し触れると、具体的には日弁連の総会は、現在でも長時間になることが多いが、オンライン化することによって、更に長時間に及んで退出者が相次ぐことにはならないか、その場合に定足数が充足しているということをどのように確認するのか、質問等の制限をオンラインの方に対してするようになった場合にそれはどの程度まで許されるのか、委任状を提出していただいているというのが現状の取り扱いであるが例えば委任状を提出した会員がオンラインで総会に出席した

ときに一人2票投票できるということはできないためこれをどのように防ぐのか、こういった論点について、現在ワーキンググループにおいて検討を行っているところである。

ワーキンググループの設置期限は、小林会長の任期である2024年3月末までとなっている。総会のオンライン化がいつ頃できそうなのかという御質問に、直接回答ができる状況にはないが、ワーキンググループの設置期限までには、ワーキンググループとしての結論をまとめ、さらには、正副会長会でも議論をして、小林執行部としての方針を定めたいと考えている。」

小川恵司副会長 「民事法律扶助に関しては、担当の副会長の小川恵司から回答させていただきたい。本年3月3日の臨時総会において採択された決議の実現に向けてであるが、既に昨年の6月から行われている日弁連、法務省、法テラスの勉強会で、これはひとり親支援の解決の実施に向けた議論が行われた場所であるが、決議内容については、この勉強会の場で更に検討を行っていく予定としている。

決議事項の実現に向けては、日弁連の中では、昨年6月に設置した総合法律支援本部内の扶助制度改革実現本部、犯罪被害者支援委員会等の関連委員会、それから執行部においても検討を進めている。ひとり親支援の施行日は、現時点ではまだ決まっていないが、FAXニュースでもお知らせしたとおり、ひとり親支援については、償還免除の範囲拡大がなされる可能性が高くなっており、給付制には一步近づいたと考えている。

また、報道にもあるとおり、犯罪被害者支援弁護士制度の新設も政府において検討されており、民事法律扶助の範囲が拡大する見込みとなっている。それから、弁護士報酬の適正化については、2019年から2022年にかけて民事法律扶助を利用したり、離婚関連事件に関する業務量調査の分析がほぼ終わった。来週の日弁連理事会で報告した後、会員専用サイトに報告書を掲載する予定である。

この調査では、私選事件と比較して扶助の時間単価が約半分であることや、調停のみの場合の扶助の立替基準が私選の基準額の3割から5割、冒頭の会長のお話にもあったが、このように低くなっているという客観的なデータが得られたので、現在分析中の民事法律扶助契約状況アンケートの結果も踏まえ、先ほどお話しした勉強会の場で検討を行ってきたい。

さらに、原則給付制及び弁護士費用の適正化については、納税者である国民の理解を得ることも必要である。本年2月16日に「真のリーガル・エイドを実現するために一司法のセーフティネットをもっと使いやすく！」というシンポジウムを開催し、200名を超える参加があった。

また、日弁連の市民会議においてもこのテーマを議論していただき、市民の代表とも言うべき市民会議の委員からも、民事法律扶助全般の改善を目指して検討を進めていくよう

要望がなされたところでもある。その他、マスコミ向けのセミナーにおいても本件を扱い、問題点を説明している。引き続き、対外的な理解を得るための企画も並行して検討していきたいと考えている。

それから、2022年度はひとり親世帯の支援に注力し、改善がなされる方向性が示されたが、本年度については、扶助範囲の拡大ということにもなる。未成年者が扶助を利用できない、これは債務負担行為ができないということであるが、あと後見相当のものが後見開始の自己申立の扶助が利用できない、こういう問題がある。給付制にすることによって、これらの方々への援助が可能になってくる。

それから、会長が冒頭説明されたとおり、DV・ストーカー等の特定侵害行為についても、シームレスに代理援助が行えるようこれを進めていきたいと考えている。」

白井晶子会員（第二東京） 「先ほど、及川会員のほうから、私が質問したいことと重複する部分を質問していただいたので、私のほうからはなるべく重複しないように質問させていただきたい。

総会オンライン化のワーキンググループの議論の状況についてお伺いする。先ほど、担当副会長のほうから、オンライン化については、様々課題があるということをおっしゃっていただいたが、そうすると最大総会オンライン化を実現した場合というのは、これは恐らくこの会場にいるのと同様に、議決に参加し、又は動議の提出等もできるということかと思うが、最低限、非常に保守的な改革にとどまった場合は、どういう仕組みになり得るのか。

先ほどは、定足数のカウントであるとか、そういう点も問題があり得るということであったので、そうすると最低限というところでは、手元のパソコンから傍聴するにとどまるということもあり得るのか。

また、このワーキンググループの議論について、どこかで中間取りまとめをして、各会や会員に意見照会していただくということもあり得るのか。この2点についてお伺いする。」

宇加治副会長 「まず、最低限の出席の方法として、個別の端末から傍聴にとどまる形で参加ができるのか、いわゆる出席ではなく、参加型と言われるものだと思うが、それも一応意見交換の中で話題になってはいるが、どこまでどうするという点について、ワーキンググループでは、まだ方向性は定まっていない。

そのため、どこまでというところについては、現時点でお答えできる状況にはない。

2点目の意見照会をする予定があるのかということであるが、このワーキンググループは、執行部の直轄の組織であり、独立した委員会ではないため、今のところ特に意見照会は予定していない。」

白井晶子会員（第二東京） 「先ほど手元のパソコンでの傍聴についても、議論の途中だということであったが、その点については、どういった弊害があり得るか、議論されているのか。」

宇加治副会長 「そもそもが、このワーキンググループの設置の前提としては、オンラインで総会に参加ではなく出席をして意見を述べ、議決権を行使したいというような要望が会員からあがったことが発端となっており、それを前提に日弁連の総会がどうあるべきなのか、オンラインという形でどのような出席ができるのか、難しいのかということも議論しているのです。出席型でない、参加という形でいうものをメインに据えた形での議論はされていないというのが現状である。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

及川智志会員（千葉県） 「意見を申し上げる。賛成、反対というよりも、日弁連の取組について、意見を述べさせていただきたい。

まず、広告規制についてであるが、全国で大々的に広告・宣伝を展開している大規模法律事務所とウェブで契約をしたという方のケースを私は実際に経験した。この方は、弁護士に一度も会っていない。病気になって、仕事を休んでいる方であった。しかし、収入がないのにその事務所で債務整理をしましようということになり、契約をしていた。ウェブで契約している。その法律事務所から、債務整理できたという連絡が来た。そこに毎月6万円払ってくださいと書いてある。病気になって収入がないのにである。

そのお金が払えなくて、私のところに相談にいらして、先生、何とかしてくださいということで、これはもう破産しかないとお受けして、破産手続を今やっている。その大規模法律事務所には、払った金を返してくださいという通知をしたところ、すぐ全額返してきた。やはり後ろめたいところがあるということなのであろう。弁護士費用は44万円であった。ここまでひどいケースというのは、そんなにあるわけではないのかもしれない。だけれども、似たようなケースを私は何件も経験している。

これは債務整理のことだけなのかというのがとても心配であり、弁護士への信頼を損なう由々しき事態であると思っている。であるから、やはり広告規制が難しいというのは分かるが、今きちんと考えて対処しないと、大変なことになるのではないかと。被害を広げていくのが弁護士ということになり兼ねないので、これはきちんと日弁連で取り組んでいただきたい。

二つ目はウェブ総会。ウェブ総会については、小林会長の任期内に一つの結論を出されるということであるが、是非実現していただくように、検討はしたけれども結局できませ

んでしたということにならないように、是非お願いしたい。一人一人の声を、会員の意見を反映する日弁連にするために、是非お骨折りいただきたい。

それから、民事法律扶助である。臨時総会で三つ上げていただいたが、原則給付制、範囲拡大、弁護士報酬基準引上げと。私は、今一番、力を入れていただくべきことは、弁護士報酬基準の引上げだと思っている。弁護士も疲弊している。担い手も減ってきている。もちろん、報酬基準を引き上げれば依頼者の負担になるので、依頼者の償還を減免するというのも大事である。これを両立していただかなければいけないと思っている。その両立のためにどうするかということであるが、民事法律扶助のエンドユーザーである利用者と弁護士、弁護士会、日弁連が連携していく必要があると思っている。利用者には減免を、弁護士には適正な報酬を、そういう運動を利用者市民と結びついて作っていく必要があると思っている。

であるから、そういう観点から、更に日弁連が取組を強化していただくことを求める。以上、三つの意見である。」

白井晶子会員（第二東京） 「総会のオンライン化のワーキンググループの動きに非常に期待している。いろいろ難しい議論があり、議事進行を滞りなく行うというのも非常に難しい技術的な面があり、最初から全部実現することは、難しいということはあるかと思う。

であるが、最低限ここはできるということは、是非実現していただきたい。技術的には、現在、大規模な会議はどこでも開催されているから、是非検討していただきたい。

先ほど、現在ワーキンググループで出席型のみを対象に検討していると教えていただいたが、それは傍聴するだけの参加型は、これは当然特に問題ないから、できることを前提に、果たして出席型までできるかどうかと、そういう議論であると思った。

傍聴型は特に技術的に問題がないのであれば、これは是非実現していただきたい。やはり会員が総会に関心を持って、ハードルが低く参加できることは、会内民主主義にとっても非常に重要だと思うので、是非実現をしていただきたい。

言わば、参加型というのは、訴訟の主張で言えば、予備的な主張と言うか、主位的なところは、出席型なのであろうが、それが認められなかったとしても、特に問題がない以上は、傍聴だけでも認めていただきたいという意見を述べさせていただく。」

武内更一会員（東京） 「予算決議案について、反対の意見を述べさせていただく。

今年の4月13日に、日弁連は2023年度会務執行方針を公表した。ホームページ上には全文出ているが、5月号の日弁連新聞で要約も出されている。会務執行方針というのは、その年度の執行部の会務の運営の方針、そして予算の使い方について述べられていく

ものである。

会務執行方針を見ると、一番最初に、今世界と日本には、私ども弁護士、弁護士会、そして日弁連が向き合わなければならない幾つもの重要課題があると書いてある。そして、その冒頭に戦争と平和の問題だと書いてあり、ウクライナ戦争を想定しての意見だと思われる。この内容について私は反対であるから、この方針によって日弁連を運営していくことについては、反対する。

戦争という事態は、生活基盤を破壊され、兵士として殺し合いをさせられて命を落とし、そして、軍事予算に税金として金を巻き上げられてしまう。正に、労働者・人民にとっては、命と財産、生活全てを奪われてしまうということである。

他方、戦争によって儲けている者がいる。軍需産業を中心とした大企業、そして資本全体が儲けを囲っている。

私たち弁護士は、第二次世界大戦において弁護士、日本弁護士協会等弁護士団体が戦争政策に翼賛していった歴史を持っている。そんなことを今、第三次世界大戦に直面している事態において、繰り返してはならない、その轍を踏んではならないと、私たちは考える。

日弁連の執行方針の冒頭部を見ていくと、結局、ロシアの軍事行動に対する非難、それがオンパレードとして展開されており、国連の体制が死に瀕しているということが書いてある。

しかしながら、ウクライナ戦争とは何かと言えば、ロシアに対するアメリカ、NATO諸国によって東方拡大されたNATO自体の軍事的脅威、これに対するロシアの反抗、反発という面もある。ロシアが一方的に悪いという評価をして、これを打倒すればいいのだというものの考え方は、正に戦争自体を拡大していく、世界の人々を戦争に巻き込んでいく、そういう方針だと私は思う。

だから、私たち憲法と人権を目指す会は申入れを日弁連にした。このようなウクライナ戦争の評価の仕方、そしてロシアの軍事行動に対する非難を行っていく態度に、日弁連は与してはならない。そして日本がこれに加担していくことも許されないという問題を指摘し、戦争反対、絶対反対の立場に日弁連は立つべきだということを訴えてきた。

ウクライナ戦争自体は、ロシアの人民とウクライナの人民が憎み合って、対立し合って起きたわけではない。結局ウクライナの地は軍需産業の見本市、商品の見本市になっているのではないか。軍需産業は大変な利益を囲っていて、石油の資本等も大変な利益を得ている。

他方、人々がたくさん殺されている。岸田政権は、この状況を踏まえて何と台湾有事と称して、対中国を具体的に名指しにした戦争政策を進めている。防衛3文書と称する文書では、敵基地攻撃論、そして中枢部に対する攻撃まで訴えている。

そして、沖縄を始め南西諸島において、中国に向けてのミサイル基地を配備している。

中国に対する、また北朝鮮のミサイルについても訴えている。正に、中国と北朝鮮に対して戦争をやるぞということを公言していると言わざるを得ない。これでは、ますます世界に戦争が拡大され、第三次世界大戦が起きることは必至だと考えている。

そして、広島でこの5月に行われたG7サミット、これ自体も結局やっていたことはウクライナ戦争を前提にした、そして軍事的な活動を支援するという内容に特化した、正に戦争会議であったと言わざるを得ない。そして、その挙句は核保有を公言する、公然化するという内容になっている。核の使用、そして保有自体も公言している。こんなことは、これはもう戦争政策そのものである。

これに対して、岸田政権がやったことは正に戦争政策翼賛の方針であった。日弁連は、今この第三次世界大戦に向かっている最中、動員される民衆とともに、戦争絶対反対の立場に立ち返り、積極的に日本と米欧の戦争政策に反対する声、そして行動に出るべきだと思う。

日弁連の予算自体もそういう方針で組んで、日弁連が活動していくべきだと考える。今の予算案には、そういう観点は全くない。私は、この決議は以上の立場から反対する。」

高山俊吉会員（東京） 「私は弁護士にとって、今このウクライナ戦争をどのように捉えるべきなのか、弁護士会にとってこれは一体どういう問題なのかということに絞ってお話をしたいと思う。

小林会長は、今日、挨拶の中でウクライナ戦争に触れられ、会務執行方針の中でも触れている。しかし、私にはその言葉はどれを聞いても、今の日本政府のウクライナ戦争に対する見方とどこが違うのかが全く分からない。

政府と考え方が違わなければいけないとまでは思わず、違わないなら違わないでもいいが、そうすると、では一体、この戦争に対して疑問を持っている多くの人たちの声をどう受け止めるのかということについて、触れる必要があるであろう。そういうことを小林会長は全くしない。

ウクライナ戦争の一体どこに問題があるのかということについては、今の武内さんの話に任せる。ウクライナ戦争から手を引け、戦争当事国あるいは軍事同盟あるいは協力国、全てが手を引けということを日弁連はなぜ言わないのか。なぜ言えないのか。そこに問題があると私は思う。戦争に反対すると、戦前は治安維持法に問われるということがあった。

日本弁護士協会も、治安維持法の成立の段階には反対したが、徐々に崩れていった。沈黙していった。戦争政策に従っていった。帝国弁護士協会は、山本五十六に対して、感謝状を出して、戦闘機を贈った。戦争は、最大の人権侵害、極致の人権侵害、そのときに人を殺す道具を軍隊に贈ることまで弁護士会がやっていったという歴史をこの国は持っている。私たちは、そのことを片時も忘れてはいけず、ウクライナ戦争が始まったそのと

きから、私たちはこのことを自分の問題として考えることが必要になったはずだ。皆さん、考えておられるだろう。きっと考えておられると私は思う。そのことに触れない日弁連の姿勢に問題があるということを実は考えておられるはずだ。一つだけ私事をお話しさせていただきます。

私の父親は、翻訳を業としていた。戦争に反対をした。そのために治安維持法で捕まったのである。争ったが有罪になった。そして下獄もした。そのときに弁護人がいた。その弁護人は、父親に転向を迫るということ以外に何もしなかった。私は、弁護士になりたいということ、この父親に、もちろん戦後の話だが言った。それに対する父親の応答は、なぜ弁護士になりたいのだという言葉であった。それは、弁護士に対する疑問、不信、そういうものでしかなかった。弁護士がそのように見られるという社会は、おかしい社会だと私は思う。二度とこの轍を踏む思いを、この日本の弁護士はしてはいけない。

そのためには、私たちは本当にそれこそ命を懸けても、弁護士の使命を守らなければいけない。そして、この政治の状況に関する危機感を持たなければいけないと思う。その甘さ、緩さ、そういう姿勢の欠如、そのことが私はウクライナ戦争とともに始まったこの小林執行部の中に強くあると思っている。この姿勢を正すことをまず基本的な姿勢にしてもらいたいということを要求したい。」

国府泰道会員（大阪） 「先ほど、私の質問に対して、伊東副会長から御答弁を頂いたが、少し残念な思いがある。というのは、現行の業務広告規程で何となく足りているのではないかという、現在の広告問題についての危機感があまりないような御答弁であったように思う。

私は、やはり現在の規程を前提としても、法執行の強化を図るべきではないかと思う。例えば、綱紀委員会やいろいろな委員会があるが、広告規制をメインとする委員会がいろいろな広告を集めてきて、この広告は問題だ、警告を発する、そういったことをもっと行ってもいいと思う。

平成29年に大規模広告をやっていた法律事務所が景表法違反で措置命令を受けた事件があった。これなどは、消費者庁が国として措置命令を出すわけで、弁護士会が自らそういった広告に対して、事前に警告を発したりすることができていなかったことの表れだろうと思う。

そういう意味で、せつかく予算の審議をするのであるから、広告規制についてもう少し執行の強化をしていけるような体制作りをしていただきたい。執行を強化していけば現行の業務広告規程の不十分さ、使い勝手の悪さ、そういったものも自ずと出てくるのではないかと思うので、執行部においては、今後広告問題について、更に力を入れて取り組んでいただきたい。

いろいろな課題が山積する中で大変だと思うが、これはやはり弁護士の生活を守るための取組ではないかと思うので、是非御検討いただきたい。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

**[第4号議案] 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件**

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

大多和暁副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

資格審査会、綱紀委員会、懲戒委員会及び綱紀審査会の委員及び予備委員の任期は、いずれも2年となっている。そのうち資格審査会及び懲戒委員会の委員、予備委員の全員の任期が2023年10月31日に満了となる。また、綱紀委員会委員の半数及び予備委員の全員並びに綱紀審査会委員11名のうち6名と、予備委員5名の任期が2024年3月31日に、同予備委員のうち1名の任期が2024年4月13日に満了となる。

これらの委員の選任については、総会事項とされているところ、その都度総会を開催するのは非常に大変であるため、これらの委員等の後任の選任について、今後開催される理事会に一任していただき、理事会での選任をもって総会における選任とすることを提案させていただく。

また、委員及び予備委員が任期途中で欠けた場合の補欠選任についても、同様に理事会に一任することを提案する。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、第4号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

#### **[第5号議案] 会長選挙規程（会規第十九号）中一部改正の件**

議長は、第5号議案「会長選挙規程（会規第十九号）中一部改正の件」を議題に供した。

小川（恵）副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

会長選挙規程中一部改正案について、主な改正点は、4項目である。いずれも現行規程の不具合を整えることを目的とする改正である。まず、1点目は、今後の災害の発生、感染症のまん延等に備えて、選挙管理委員会の会議に通信システムを利用できる旨を規定することである。

令和4年2月に実施した会長選挙においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当選者を決定するための会議について、定足数、すなわち委員の3分の1以上の出席であるが、これを満たせるかどうか非常に危ぶまれる事態が生じた。万が一、定足数を満たすことができなければ当選者を決定することができず、その後の日弁連の会務運営に支障を来すおそれがあった。

当選者の決定に限らず、今後災害の発生や感染症の拡大の影響により、会議の開催場所に定足数を満たす委員が参集できないことによって、選挙に関して決定すべき事項がいつまでも決定できない状態が継続することは、決して望ましいことではない。

そこで、選挙管理委員会において、決定を必要とする時期に必要な決定ができるよう開催場所への参集にこだわらずに、選挙管理委員会を開催できるようにすべきと考える。

2点目は、会員宛ての選挙施行通知の発信事務を安定化させるために、選挙権を有する会員を決定する基準日を5日早めるとともに、通知の発信を公示後速やかに発信する規定に改めること、また、選挙権を有する会員を決定する基準日と同日とされている被選挙権を有する会員を決定する基準日もこれにそろえることである。

現行規程により実施された前回選挙においては、令和3年12月26日の日曜日に選挙委員を確定し、翌12月27日の月曜日に選挙管理委員会の事務を務める日弁連事務局が調整した名簿を業者に引き渡し、公示日である令和4年1月5日の水曜日に全ての選挙権を有する会員に対して送付する選挙の公示に関する通知、皆様の手元に行く通知を郵便局に持ち込む必要があった。

御承知のとおり、12月29日から1月3日までは年末年始休暇に当たる。前回の選挙のときは、何とか引き受けてくれる業者を見つけることができたものの、近時の働き方改革等の影響を考えると、今後引受業者が見つからないおそれが否定できない。選挙施行通知の発信事務を安定化させるために本規程を改正すべきと考える。

3点目は、開票立会人について、投票所を開くべき時刻、朝に参会することとされている現行規程を改めることである。本来、開票立会人は、開票場を開く時間までに参会すれば足りるので、その旨の規定に整備すべきと考える。

4点目は、立候補納付金についての改正である。まず、納付金の納付方法について、現行規程は、立候補と同時に納付金を納める規定になっているため、立候補者は300万円の現金を持参して立候補の届出をしている。

しかし、前回選挙の際に、立候補者から多額の現金を持って混雑する公共交通機関を利用することに対する不安の声が寄せられた。また、日弁連における現金管理や収受の方法を考えると、銀行振込による納付をできるようにすることで、これらの懸念を解消できる。そこで、銀行振込による納付ができるようにする改正を提案するものである。

次に、納付金の返還に関する規定を整備することである。現行規程では、納付金の一部返還を受けられるのは、最多票を得た弁護士会が一つ以上ある候補者又は有効投票総数の3%以上の票を得た候補者に限定されている。

しかし、候補者が一人であったため、投票を行わずに当選者が決定した場合又は立候補の後、投票までに不幸にも候補者が亡くなった場合については、現行規程では、納付金を返還することができない。このような候補者について、納付金の一部を返還できるようにすべきと考える。

また、現行規程は、当選者が確定した後、速やかに返還すると規定しているため、再投票、再選挙により当選者が確定しない場合、当選者が確定するまで納付金を返還することができない。

例えば、再選挙になった場合、最初の選挙と同一人物が改めて立候補する際には、最初の選挙で納めた納付金が返還されないまま、再度納付金の納付が必要になるし、再投票の対象とならなかったものの返還の要件を満たす候補者も、当選者が確定するまで返還を受けられないということになる。納付金を返還すべき候補者には、適切な時期に返還できるようにすべきと考える。

また、銀行振込による納付ができるようにした場合、納付金を振り込んだものの立候補の届出をしなかった会員や、選挙管理委員会により、選挙の全部が無効とされた場合に、日弁連が納付金を収受することは適切ではないと思われるため、その納付金を返還する旨の規定を置くべきと考える。

なお、納付金制度自体については、令和3年6月11日の改正附則において5年後見直

しが規定されており、令和6年2月に実施される令和6年度・7年度会長選挙の結果を踏まえて検討することが予定されていることから、今回の改正は現行規程の不具合等を改める改正にとどめていることを御理解いただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

水島昇会員（大阪） 「会長選挙規程の改正について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。今回の改正は、執行部から説明があったとおり、円滑な選挙を実施するために現行規程の不具合を整える改正と理解される。

すなわち、今後の災害の発生等に備えて、選挙管理委員会の会議に通信システムを利用することができるようにすること、選挙の実施に関する通知の発信事務にゆとりを持たせ、会員に安定的に通知を送付できるようにするため、選挙権、被選挙権の確定日を5日早めるとともに、通知の時期を公示日に限定しないこと、開票立会人の参会についての規定を整備すること、納付金の納付について銀行振込によることができるようにするとともに、返還すべき対象者に適切な時期に返還できるようにすることのいずれもが妥当な改正と考える。

現在の規程を維持することで、選挙の実施等に支障を来すことは避ける必要があると考える。よって、本議案に賛成する。」

及川智志会員（千葉県） 「条件付き賛成討論をさせていただきます。私は、2020年と2022年の日弁連会長選挙に立候補させていただきました。先ほども説明していただいた、費用の納付方法のところで、前回選挙において立候補者から公共交通機関を利用して多額の現金を持ち運ぶことへの不安の声が寄せられたという、この不安を言ったのは私である。朝行くときに、地下鉄の中で300万円持っていく。2回持っていったが、大変に心配で網棚にも置けないし、何度も確認して行った。これを何とかしていただきたいと選挙管理委員会の先生方に申し上げたところ、改正していただくということなので、これは本当に賛成である。

返還の対象というところで、納付金300万円のうち200万円は返還することになったということだが、これも返してくださいと、私は申し上げた。これは、2020年の会長選挙が過去最多の5人の候補者が出て、その5人の候補者で、多分、私が一番、金がなかったと思うが、返してくださいと私が言い出して、5人の候補者全員が、それは返すべきだということを選挙戦で言い、それで選挙管理委員会の先生方にやはり変えていただい

たという経緯だと思うので、これも大変有り難かったことであるが、今でも100万円は返ってきていない。そこで、一定の支持が得られた場合には、その100万円も返すことを今後検討していただくことを条件として賛成したいと思う。

あともう一つ、日弁連会長選挙の投票率というのは40%ぐらいである。低いところだと10数%とか、20%ぐらいの会もあり、これは関心があまりないということもあると思うが、制度的に言うと期日前投票や、郵便投票等が制限されている。それから、当日の投票も場所や時間がかかなり狭い。そういうところも問題があると思うので、ここも改善していただきたい。改善していただくことを条件として賛成する。

私は、会長選挙に挑戦させていただいて思ったのは、やはり政策論争をすることはとてもいいことだ。私が有為かどうか分からないが、多くの有為の会員が、会長選挙に参加することで日弁連の健全な発展が得られると、日弁連が健全に発展していける、自分たちの日弁連だと思えることができると思う。

だから、この選挙制度というのはたゆまずにいろいろな人が挑戦できるように改正していただきたい。以上、条件付きの賛成討論とさせていただきます。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第5号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

#### **[第6号議案] 第75回定期総会開催地を東京都に決定する件**

議長は、第6号議案「第75回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供した。

宇加治副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第6号議案について、御説明をさせていただきます。

第6号議案は、次年度の定期総会、すなわち第75回定期総会の開催地を東京都とする件の提案である。定期総会については、会則第37条により、前年の定期総会において、あらかじめ開催地を決定することになっている。

当連合会では、隔年で東京都において定期総会を行うことが慣例となっているため、本総会で第75回定期総会の開催地を東京都とすることを決定していただきたく提案する。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、第6号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

**【第7号議案】 宣言・決議の件「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議（案）」**

議長は、第7号議案「宣言・決議の件」のうち、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議（案）」を議題に供した。

松田純一副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議（案）」を上程させていただく。まず、お手元資料で、決議案とそれに続いて、提案理由を添えているので御覧いただきながら、主として決議案にできるだけ沿って、御説明申し上げたい。

刑事事件の再審は、人権擁護の理念に基づいて、裁判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度である。日本においては、開かずの扉と言われるほど、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は遅々として進んでいない状況と言える。

その原因の一つは、決して各事件固有の問題ではなくて、現行の刑事訴訟法、昭和23年にできたものであるが、施行されて以来74年を経て、今なお再審法の規定が僅か19条しかない、その今の再審制度が抱える制度的、構造的な問題にあると思われる。

本決議案は、主なる柱として3点ある。1番として再審請求手続における証拠開示の制度化、2番として再審開始決定における検察官による不服申立ての禁止、3番として再審請求手続における手続規定の整備である。

まず、証拠開示の問題について、御説明申し上げる。前のページに戻っていただき、10行目からである。再審開始決定を得た事件は、再審請求手続において、開示された証拠が再審開始の結論に強い影響を与えたと認められる事件が非常に多く、中には捜査機関が長らく証拠を隠蔽していたのではないかと疑われるような案件も含まれている。このことは、再審請求手続において、証拠開示の制度化がいかに重要かということを如実に示している。

この証拠開示手続については、いまだ明文規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられているのが現実である。刑事訴訟法の一部を改正する法律が平成28年に制定、施行され

たが、このときにも再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘されていた。法制化には至らなかったものの、改正刑事訴訟法附則の9条3項という規定によって、協議を続けようということだったわけである。ところが、去年の1月以来、一度も開かれてもおらず、現状、法務省、検察サイドが、このことに熱心であるとはとても思えない状況が続いている。

そういうわけで、再審請求に対する手続保障を図り、えん罪を迅速に救済するためにも、証拠開示の制度化は、大急ぎでやらねばならないと考える。

第2番として、検察官の不服申立て、抗告についてである。同じく1ページ目の下から3行目辺りからであるが、再審開始決定を得たとしても、検察官がその都度都度に不服の申立てを繰り返すことになれば、審理は長期化し、ときには再審開始決定が取り消され、振り出しに戻されるということも繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が進まないという状態が続いており、極めて深刻な状態となっている。

当連合会が支援する再審事件のうち、これは現在でも14件支援をしているが、名張事件の元被告人は既に亡くなっておられるし、大崎事件の元被告人は96歳、袴田事件の元被告人は87歳と相当な高齢になっておられる。

そもそもこの再審公判手続は、職権主義的な審理構造の下で行う。当事者主義であれば、それぞれに主張・立証をとすることは考えられるのかもしれないが、職権主義の構造の中でということになれば、裁判官主導の下で、それに検察官は公益の代表として協力すべき立場にある。

それが証拠の出し渋り、あるいは一切出さない、あるいは裁判官の格別な個性により勧められて偶然出てくると、こんなことを繰り返してよろしいのかという問題意識である。

再審公判において、検察官がもしも違法、不当あるいは真実に近づかないということが懸念されるとおっしゃるのであれば、再審公判において堂々と御主張になればいい話であって、開始決定そのものに都度都度抗告を出し、不服を申し立てるとということが続けられたいけないと、そのように考えている。

第3番は、手続の整備に関してである。このページの上から10行目ぐらいに当たるが、再審規定がない結果、裁判所の強い裁量によって属人的な事情で審理が進められることになる。

そういった意味では、再審格差という言葉が使われているところであり、裁判所の訴訟指揮にも大きな格差が発生している。再審請求手続において、再審請求人の手続保障を図るとともに、公正かつ適正な判断を担保するためには、進行協議期日の設定の義務化、事実取調べ請求権の手続保障、請求人の手続立会いの権利、そして意見陳述権、証人尋問等の尋問権の保障、手続の公開、通常審や過去の再審請求に関与した裁判官が、また何度も来られてもいけないので、忌避、国選刑事弁護制度の導入等々を始めとする再審請求手続

における手続規定を整備していく必要がある。

当連合会が支援した案件の中では、これまで足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件、それぞれ再審により無罪判決が確定をしている。死刑再審以外にも含めて言えば、18件の無罪が確定をしている状況にある。

こういった中で、私どもは袴田事件を思い出すわけであるが、第2次再審請求の中で、裁判官の強い勧めによって、半ば偶然的にとってもいいように思うが、600点の証拠が新たに出てきた。その600点の証拠の中には、ズボンのサイズが違うと、あるいは着衣と言われているものが1年半も味噌樽に浸かって、本当にこんな色になるのであろうかと、そういった事柄から審理が進んだと。そして、皆さん御存じのと通りの結論に至っている。

これが、抗告審の中でやられたわけであるが、抗告だけで袴田事件の場合は9年かかっている。そして、手続と言っても今申し上げたような裁判官の属人的な資質によるものが多かったのではないかと思われる。

そして、袴田さん御自身は現在87歳、寄り添うお姉さんも90歳になっている。こういった事情を思い出すと、この袴田事件は1966年の事件である。第1回目の東京オリンピックは1964年であるから、その2年後である。1970年の大阪万博から僅か前のことである。それがいまだに犯罪者としてレッテルを貼られているという現状がある。

そういったことから、当連合会は、現在のこの状況を是非とも打開して、改正に進めさせるべく、現在はいろいろな活動をしているが、冒頭会務報告の中で、戸田副会長が申し上げたとおり、5月には議員会館で、皆さんに御協力を頂き一斉働きかけを行った。そして、6月には院内集会を行った。そして、地方議会では127の議会が賛同の意向を表明していただいている。今後、全国的な運動を展開することに加えて、それぞれに政治のオピニオンリーダー達にも強い働きかけをしていかなければいけないと考えている。

また、当連合会の中では、2019年に人権擁護大会で同種の意見を全会一致でまとめしており、今年の2月には当連合会としての刑事訴訟法改正意見書を新たに策定し、公表している。

このような状態の中で、今日上程させていただいた決議案は、1978年以来45年ぶりの同旨決議となるが、これを是非決議していただき、これを弾みとして、また世の中の注目を浴びているこのタイミングで、新しい運動を展開してまいりたいと、そういう思いで上程させていただいた。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

森雅美会員（鹿児島県） 「再審法の速やかな改正を求める決議案に賛成の意見を述べさせていただきます。私は、大崎事件弁護団の弁護団長をしており、この事件に30数年近く関わっている。

袴田事件が再審開始決定になって、それに続こうと思ったが、残念ながらまたしても即時抗告は認められなかった。改めて再審の壁の高さを思い知らされた。

大崎事件は43年前、1979年の10月に発生した。請求人の原口アヤ子さんは、一貫して無罪を主張したが、10年の刑を宣告された。1995年の4月、事件から15年経って、ようやく再審を申し立てた。この第1次再審においては、2002年に鹿児島地方裁判所で再審開始決定が出された。しかし、即時抗告審で取り消されてしまった。

第3次再審では2017年の6月、鹿児島地方裁判所で、そして2018年の3月に福岡高等裁判所の宮崎支部で、続けて再審開始決定がなされた。しかし、最高裁判所は、検察官の特別抗告に対して抗告理由はないとしたにもかかわらず、その決定を正義に反するということなことで取り消した。検察官抗告が認められなければ、私はこの事件は既に無罪になっている事件だと思っている。

証拠開示も、何度も強く求めてきたが、裁判所によって証拠開示請求の対応が全く異なっていた。検察官が、これ以上証拠は存在しないと行ったその後も、第2次抗告審において裁判所の開示勧告があつて、なんと213点もの証拠が開示されたという事実がある。その中には、弁護団の主張を裏付ける重要な証拠も含まれていた。

第1次再審は、申立てから2年余りの間、審理はほとんど進まなかった。裁判官の構成が変わってようやく審理が動き出した。ようやく審理が動き出した後、証人尋問が実施され、申立てから7年の歳月を経て2002年3月に、先ほど述べた開始決定が出たわけである。

正に、審理は裁判所の姿勢にかかっているという再審格差が存在するのが現実である。大崎事件、正に不十分な再審制度の前に翻弄され続けてきたと考えている。私は、本提案の証拠開示の制度化、検察官による不服申立ての禁止、再審における手続規定の整備は、えん罪被害者の救済のためにはなくてはならないもので、早急に実現されるべきものと考ええる。

しかも、再審にあっても、疑わしきは請求人の利益にという刑事裁判の原則は高く掲げる必要があると考える。これをもって、私の賛成意見とさせていただきます。」

大森景一会員（大阪） 「日野町事件再審弁護団に所属している。日野町事件は、1984年12月28日に起こったとされる事件である。既に事件から38年、阪原弘さんが強盗殺人の疑いで逮捕されてから35年、第1次再審請求から21年が経っている。日野

町事件では、証拠一覧表が開示され、多くの証拠が開示されている。その中には、最も重要な証拠の一つである写真のネガも含まれていた。

しかし、現行刑事訴訟法には、再審における証拠開示に関して規定がない。日野町事件においても、検察官は再審請求審においては証拠開示命令を発することはできないと、意見書まで提出して強く反対していた。裁判長も、証拠開示命令は出さないということを明言していた。弁護団は、ネガについては、たまたま検察官から開示を受けられたにすぎない。今でも、弁護団が求めている全ての証拠が開示されたわけではない。

また、審理をどのように進めるかについても規定がほとんどない。再審請求がなされてから、多くの裁判官がこの日野町事件に関わってきたが、裁判長によって対応は全く違う。積極的に審議を進めた裁判長もいれば、異動するまで何をしてきたのか分からないままだった人もいる。

第2次再審請求審の第1審では証人尋問も行われたが、手続は公開されなかった。再審公判が形骸化している現状からすれば、このような手続は公開の手続で行われるべきではなかったか。

そして、日野町事件では、第2次再審請求審において、地裁、高裁がいずれも再審開始を認めたにもかかわらず、いまだに再審開始決定は確定していない。検察官が特別抗告しているからである。検察官は、上訴しても目新しい主張をしているわけではないにもかかわらず、検察官の上訴によって、更に何年もの時間を奪われることになるのである。

再審請求がなされる事件には、刑事手続の問題点が数多く含まれている。それらは適正な手続によって審理されるべきで、その手続が十分整備されることが必要不可欠である。今回の決議は、それに向けた一つのステップとなり得るものである。この決議案に賛同する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第7号議案「宣言・決議の件」のうち、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議(案)」について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

**[第7号議案] 宣言・決議の件「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援に積極的に取り組む宣言(案)」**

議長は、第7号議案「宣言・決議の件」のうち、「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援に積極的に取り組む宣言（案）」を議題に供した。

伊東副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

本宣言案は、日弁連中小企業法律支援センターから提案されて、これまで検討を重ねてきたものである。

日弁連は、中小企業による弁護士の利用を促進し、中小企業に対し組織的かつ全国的に法的支援を行うことを目的として、同センターを設立した。昨年で、設立から14年が経過している。

日弁連は、中小企業支援に関しては、2017年の定期総会で「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」を発出している。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、中小企業の経営環境も大きく変わった。

また、政府、中小企業庁においては、伴走支援の在り方検討会を設置し、同検討会の報告書として、中小企業伴走支援モデルの再構築を公表し、政府の中小企業対策として伴走型支援を展開している。2022年6月には、中小企業庁長官と小林元治会長との中小企業支援に関する対談も実現し、弁護士による中小企業に対する伴走支援が話題となった。この対談を契機に、日弁連も税理士会等の他士業団体とともに、中小企業庁が設置する経営力再構築伴走支援推進協議会に参加することとなった。

このような現状に即して、今回、本宣言を採択していただきたいと考えている。以下、中小企業・小規模事業者は、中小企業等として、まず、決議案本文について説明する。

本文冒頭は、中小企業等の統計数字を述べた上で、中小企業等がサプライチェーンを支え、雇用を創出し、地域特有の豊かな地域資源の担い手であり、日本の産業的・文化的多様性を支える重要な存在であるということを論じて、これを支援する意義を述べている。

続いて、世界、国内の情勢を論じ、中小企業等を取り巻く経営環境が大きく変わり、不確実性の時代を迎えているということ、そのような中では、経営者は経営課題の設定を自ら行う必要があり、そのためには支援専門家が中小事業者との対話と傾聴を通じて経営課題の設定、解決策の立案、実行を支援すること、つまり伴走支援が必要であるということとしている。中小企業庁は、そのような考え方に基づいて、先ほど述べた経営力再構築伴走支援をその施策として進めている。

そして、弁護士もその能力を活かして中小企業等を伴走支援することができるよう、伴走支援の在り方を深化するべきであるとしている。宣言の主文は、当連合会が伴走支援を取り組む意義を自覚した上で、弁護士会と連携し、弁護士による伴走支援を推進するというものである。

取り組むべき内容は三つある。一つ目は、伴走支援の在り方の弁護士への普及を挙げている。これは、弁護士による中小企業等の伴走支援の在り方を取りまとめ、弁護士に普及するための研修等の施策を検討、推進し、弁護士による中小企業等の伴走支援をサポートするというものである。

二つ目として、弁護士による伴走支援の対外的広報、普及のための環境整備を挙げている。これは、中小企業等の伴走支援における弁護士の有用性を対外的に広報するための施策を企画、推進し、伴走支援が弁護士業務として社会に普及するための環境整備に努めるというものである。

弁護士による伴走支援には、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して行う公的な活動と中小企業等との委任契約、顧問契約に基づく個別の活動に大分されるが、後者の活動については、ボランティア活動ではなく、報酬を伴う弁護士業務であるということを前提に普及活動を行うことを想定している。

三つ目として、地域の支援機関との更なる連携を挙げている。これは、弁護士会及び弁護士が関係行政機関、地方自治体、金融機関、その他の中小企業支援機関等の中小企業等を支援する地域の各機関とのネットワークに積極的に参加し、これらの適切な連携・協力関係を増強できるよう、各地域における先進的な連携内容を弁護士会及び弁護士に情報提供すること並びに各地域における中小企業支援機関等、弁護士会及び弁護士の連携の場を設定するというものである。

弁護士と連携することが想定される支援機関には、中小企業を取り巻く税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士等の各士業も含んでいる。弁護士が中小企業等に対して伴走支援を実践するには、中小企業等の状況を理解する各士業との連携が不可欠であるという考えに基づくものである。

続いて、提案理由の説明をする。第1、「はじめに」では、中小企業の存在意義、当連合会がこれまで行ってきた中小企業等の支援の取組状況の他、弁護士へのアクセス障害の解消に加え、伴走支援の推進が必要であるということを論じている。

第2、伴走支援の意義では、第1項で中小企業庁がする経営力再構築伴走支援の説明をしている。経営力再構築伴走支援は、中小企業等が支援専門家等々の対話と傾聴を通じて自ら経営課題を見だし、自分事として理解して、事業の潜在力を引き出していく過程を支援するというものである。

訴訟等の弁護士業務は、課題解決型支援と言えらると思うが、伴走支援は、事業をともに成長させていくコーチ型支援と言えらると思う。これは、支援者が答えを提示するのではなく、支援される側の顧客が自ら解決策を見いだせるように支援する手法である。

不確実性の時代を生き抜くには、中小企業等が自身の本質的課題を自ら見つけ、解決方針を導く必要があり、そのためには、支援専門家との対話と傾聴を通じて、経営課題を自

分事として理解し、事業の潜在力を引き出していく必要がある。この経営力再構築伴走支援は、アメリカの組織心理学者によって提唱されたプロセスコンサルテーション型支援であると言われている。

第2項の弁護士による伴走支援では、弁護士はデータや事実に基づいて、多角的に物事を分析する能力を日々の業務を通じて磨いており、伴走支援に必要な中小企業等との対話と傾聴を適切に行う能力があるということを論じている。

その上で、弁護士による伴走支援を適切に行うには、弁護士会が地域の様々な関係機関と適切な連携・協力関係を構築し、個々の弁護士も地域の様々なコミュニティに積極的に参加し、地域の一員として中小企業等の身近な相談相手になることが必要であるとしている。

第3、中小企業・小規模事業者の課題と弁護士が果たす役割では、中小企業等の創業から廃業までのライフステージに対応した項目立てに加え、それぞれにおいて伴走支援の在り方を論じている。第1項の創業・スタートアップでは、弁護士には創業者と信頼関係を構築した上で、自らの知識・経験を活用し、ビジネスモデルの適合性やトラブルへの対処法、様々なリスクについて助言するということが期待されている。これらの活動は、単発的な課題解決型支援ではなく、中小企業等が弁護士との対話と傾聴を通じて適切な課題設定を行い、具体的な対策を検討して実行するという伴走型支援の活動が適している。

第2項の事業継続・発展では、例えば近時の原材料の価格高騰に対応するために、取引先との間でコスト上昇分の転換を含む適切な取引条件を実現することなどが必要である。ここでも弁護士には、中小企業等との対話と傾聴を通じて、事業への理解を深め、契約交渉を支援するという伴走支援の視点での活動が期待される。また、労務においては、職場環境の改善に向けた助言、ガバナンス向上に関する支援が期待されるが、これらも伴走支援型の活動が適切である。

第3項の国際化対応、第4項の事業承継・M&A、第5項の事業再生、廃業・清算においても、それぞれ一定期間継続した活動が想定されるが、これらも中小企業者との対話と傾聴を通じて、構築した信頼関係を基に、伴走型支援の活動を行うのが適切である。

第6項では、一般会員に伴走支援のイメージを持ってもらうために、顧問弁護士の役割と伴走支援の関係も加えている。顧問弁護士は、中小企業等に困り事が生じた場合の相談相手として従来から活用されていたが、伴走支援の実践は、顧問弁護士の役割を更に深化させ、中小企業等の自立的な成長と発展に貢献するものとして位置付けを明確にしている。つまり、顧問弁護士が顧問先に対して伴走型支援を実践することにより、対話と傾聴を通じて、平時の情報共有がより活性化し、法的リスク等が顕在化する前に、適切な課題設定と対策の検討事項が可能となる。

さらには、中小企業等の目的を顧問弁護士が共有することにより、顧問弁護士からの能

動的な情報提供や提案を行うことも可能になる。顧問弁護士による伴走支援は、中小企業等の価値向上に貢献するものであり、顧問弁護士が提供するサービスに付加価値を与えるものと言える。

第4では、先ほど説明した宣言・主文の三つの項目に対応したまとめとしている。今後の日弁連としての活動は、中小企業センターにおいて主に検討していくことになるが、差し当たり検討しているのは、会員向けの研修、ツールの作成・周知、中小企業支援機関等との連携に資するツールの提供等が挙げられる。

第5は、総括である。以上が宣言案の説明である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

中澤未生子会員（大阪） 「今回の決議案に賛成する立場から意見を申し上げる。私は、弁護士業務の傍ら中小企業診断士という資格で、中小企業に対するコンサルティング業務を行っている。私の場合、弁護士の業務は法律問題の解決という問題解決型の支援が中心だが、診断士の業務は、中小企業の将来ありたい姿とそれから現状のギャップを課題として設定し、企業自身が自らギャップの解消に取り組む過程を支援する課題設定型の支援として行っている。

宣言にある伴走支援は、経営課題の設定とその解決に向けた意思決定及び実行のプロセスを支援するということであるから、課題設定型の支援が想定されていると思う。

そのため、診断士にはかなり馴染みがあるが、弁護士としては一見馴染みがないように思われるかもしれない。しかし、私は、問題解決型、課題設定型の両方の支援ができるということは、支援者として大きな強みになると考えている。

そのきっかけは、私が中小企業診断士として、ある中小企業の経営改善計画の作成を支援した経験にある。計画が完成した後、進捗をモニタリングするため顧問契約を締結して、毎月1回、訪問をして面談を行うようになった。そのときたまたまその企業で、労働問題、紛争が生じたので、別途弁護士として依頼を受け、会社の代理人として対応した。

その後も何かと弁護士として、依頼や紹介を受けるようになった。また面談のときに気付いた法的リスクに先回りして対応することを提案し、それを弁護士として受任したということもある。

経営者との毎月の面談は、傾聴と対話の繰り返しであるが、その過程で形成された信頼関係が弁護士業務としての依頼や紹介にも繋がっているとも感じている。もちろん、問題解決型の業務でも依頼者との間で信頼関係は形成されるが、問題が解決したら終了する一

時的な関係ではなく、その企業の将来ありたい姿に向かう過程を継続的に支援するということができると、より信頼関係が深まるし、長いお付き合いになると思う。

また、弁護士としての経営面でも他の弁護士と比較されることなく、広告宣伝費をかけることもなく、継続的に依頼や紹介を頂けるという大変有り難い状態になっている。そして、何より自分の存在を心強いと言ってくくださる企業のために、自分の知識、経験を活かして役に立てることをとても幸せに感じている。

私の場合は、伴走支援のきっかけが診断士としての業務だったが、近年は社会的要請に基づき、大企業だけではなく中小企業もSDGs、ビジネスと人権といったテーマに無関心でいられなくなってきた。そのため、今後、コンプライアンスの推進、人権デューデリジェンス等、弁護士として伴走支援に関与する可能性は広がっているように思う。

弁護士による伴走支援を推進し、問題解決型、課題設定型の両面から中小企業を支援できる弁護士が増加することを期待して、この宣言に賛成する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第7号議案「宣言・決議の件」のうち、「地域の多様性を支える中小企業・小規模事業者の伴走支援に積極的に取り組む宣言(案)」について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

議長は、報告事項「令和4年度会務報告」に関する質疑を希望する者がいないことを確認し、全ての議事の終了を宣した。

小林会長から、次のとおり挨拶があった。

先生方、大変長時間、予定よりは1時間以上、早く終わったと思っているが、スムーズな審議の中にも重要な議案につき、御賛同いただいた。御礼申し上げます。

私は、今日の審議の中で幾つか感想も含めてお話をしたいことがある。先ほど、高山先生から、自らの出自を踏まえてお父様の戦時における逮捕、そしてそのときに弁護士が果たした役割、こういったことについてお話を頂いた。私は、この話を聞くのは2回目であるが、先生の弁護士としての信念、人生を貫くその思い、こういった思いに深く私は共感し、賛同するものである。本当に貴重なお話を聞かせていただいたことに、心から感謝を申し上げたい。

ウクライナでの戦争、これはロシアがウクライナにいきなり軍事力を持って侵攻し、ウ

クライナの領土と主権、そして国民を侵害し殺戮を繰り返しているわけである。それに対して、ウクライナは自国の防衛と主権と領土、国民を守るために必死で戦っている。

この必死で戦うのは、言わば自衛の戦争とも言うべきものであり、この戦いをどういうふうに評価するか、これは後世の歴史が判断せざるを得ないかもしれない。しかし、多くの世界の方は、ゼレンスキー大統領の、またウクライナ国民のこの戦いに対して、ある意味共感をしながら、戦争そのものを賛美するわけではないが、ウクライナが今自国を侵害された状況で戦争を中止するということがどういう意味を持つのか、そのことの意味もまた考えなければいけない。これは非常にいろいろな意味を持つかもしれない。そういったことについて、私どもも深く思いを致しながら、このウクライナ戦争にどう対峙をしていくのか、どう日弁連として考えていかなければいけないのか。私も皆様方ともっともっと意見交換もさせていただかなければいけないのではないかと考えている次第である。

1年目の執行部、1年を過ぎて、2年目の執行部、もう2か月半経過した。本当に2年という会長任期は短い。その間に、いろいろ仕込みをしながら成果を出すということは、大変難しさもある。しかし、会員の皆様方の熱い思いと御協力、理解の下に結果を出していければと思っている。人権と正義という大きな旗を掲げながら、皆様方の御協力を得て、一つ一つの解決に向かって頑張っていかなければいけない。そういうふうに考えている。

昨年以來、死刑あるいは先ほどの議論もあった再審法の改正で、国会への一斉行動、各地の地元での会長理事の皆様方の御協力もある。大きなうねりとなって、その先にあることが見えつつあるというようなところも、若干ではあるが、希望もある。しかし、まだまだハードルは高い。

この間、弁護士政治連盟が地元において、そして本部において本当に一生懸命、献身的に御努力いただいている。菊地理事長をはじめ、各地の役員理事の皆様方に感謝申し上げます。未設置支部が北陸のほう、東北のほうに一つずつあり。あと二つ残っている。

全支部において、弁政連の支部が全国において実現をし、やはり我々が予算を取る、あるいは法律を作っていくに当たっては、立法府である国会の理解と協力というのは欠かすことができない。そこは緊張感と見識を持ちながら理解を求め、取るべきものは取っていかなければいけないと、斯様に考えている。

そういう意味で、今日お集まりの皆様方は、全国の会長、役員の皆様方が大多数である。中堅あるいは若い会員の皆様方にも弁護士政治連盟への加盟をどうか働きかけいただきたい。

我々は、他士業から比べるとそういったパワーは、非常に少ないわけである。数は力というわけではないが、我々は金とか票を持っているわけではない。政治的なプレッシャー団体になっているわけでもない。そういうものを行使しようというわけではない。しかし、我々には、我々自身が団結をして、そういったパワーを発揮して、それなりの働きかけを

やっっていくことにより、得られるそれなりの成果というものも期待をしながら、皆様方に是非とも弁政連に加入をしていただくことをお願い申し上げたい。

あと9か月余りの任期であるが、日弁連は15名の副会長、そして全国の会長、理事の皆様方と一丸となって、我々に課された重要政策課題の実現に向けて全力を尽くして頑張り抜きたいと考えていることを申し上げて、今日の大阪での定期総会の御礼に代えさせていただきます。

議長が散会を宣し、第74回定期総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 岡田 耕次郎 廣江 茜)